

第一回 自治体こども計画策定ガイドライン 検討のための有識者会議

令和5年11月27日(月)13:30～ オンライン

1. 事業内容、会議目的、出席者、スケジュール
2. こども大綱の動き
3. ガイドラインの構成案
4. 関連法令等の整理
5. 好事例自治体調査について
6. 好事例自治体ヒアリングについて

(別紙資料)

(参考)関連法令等

1. 事業内容、会議目的、出席者、スケジュール

【事業内容】

令和4年6月成立のこども基本法において、都道府県・市町村は、国が定めるこども大綱を勘案してこども施策についての計画(以下、自治体こども計画という。)を定めるよう努めるものとされた。自治体の中には関連する計画を既に一体的に策定している事例もあるため、以下の調査を行うことにより、自治体のこども計画策定に資するガイドライン(以下、自治体こども計画策定ガイドラインという。)を取りまとめる。

・ 関連法令等の調査

関連法令等(子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律等)に規定される計画において必要とされる内容を調査・整理する。

・ 好事例の調査・好事例ヒアリング

自治体のこどもに関する計画の策定状況を調査し、既に一体的な計画策定を行っている自治体やこどもの意見聴取を積極的に行っている好事例を抽出し、その一部にヒアリングを実施する。

・ ガイドラインの作成

上記の調査結果も踏まえ「自治体こども計画策定ガイドライン」を取りまとめる。

【本会議の目的】

自治体におけるこどもに関する計画の策定や政策立案に精通した学識経験者や自治体を選抜し、上記事業の方針や内容について意見交換を行うことで、効果的な調査の実施や有用なガイドラインの作成につなげていくことを目的とする。

1. 事業内容、会議目的、出席者、スケジュール

【有識者】

氏名	役職	備考
吉永 真理 氏	昭和薬科大学薬学部臨床心理学研究室 教授	町田市子ども子育て会議会長
牧瀬 稔 氏	関東学院大学法学部地域創生学科 教授 関東学院大学地域創生実践研究所 所長	政策アドバイザー(日光市、戸田市、春日部市、東大和市、新宿区、東大阪市、西条市等)
園田 三恵 氏	滋賀県 健康医療福祉部子ども・青少年局 局長	
副島 由理 氏	東京都 豊島区 子ども家庭部 部長	
板東 美明 氏	北海道 剣淵町 住民課 課長	

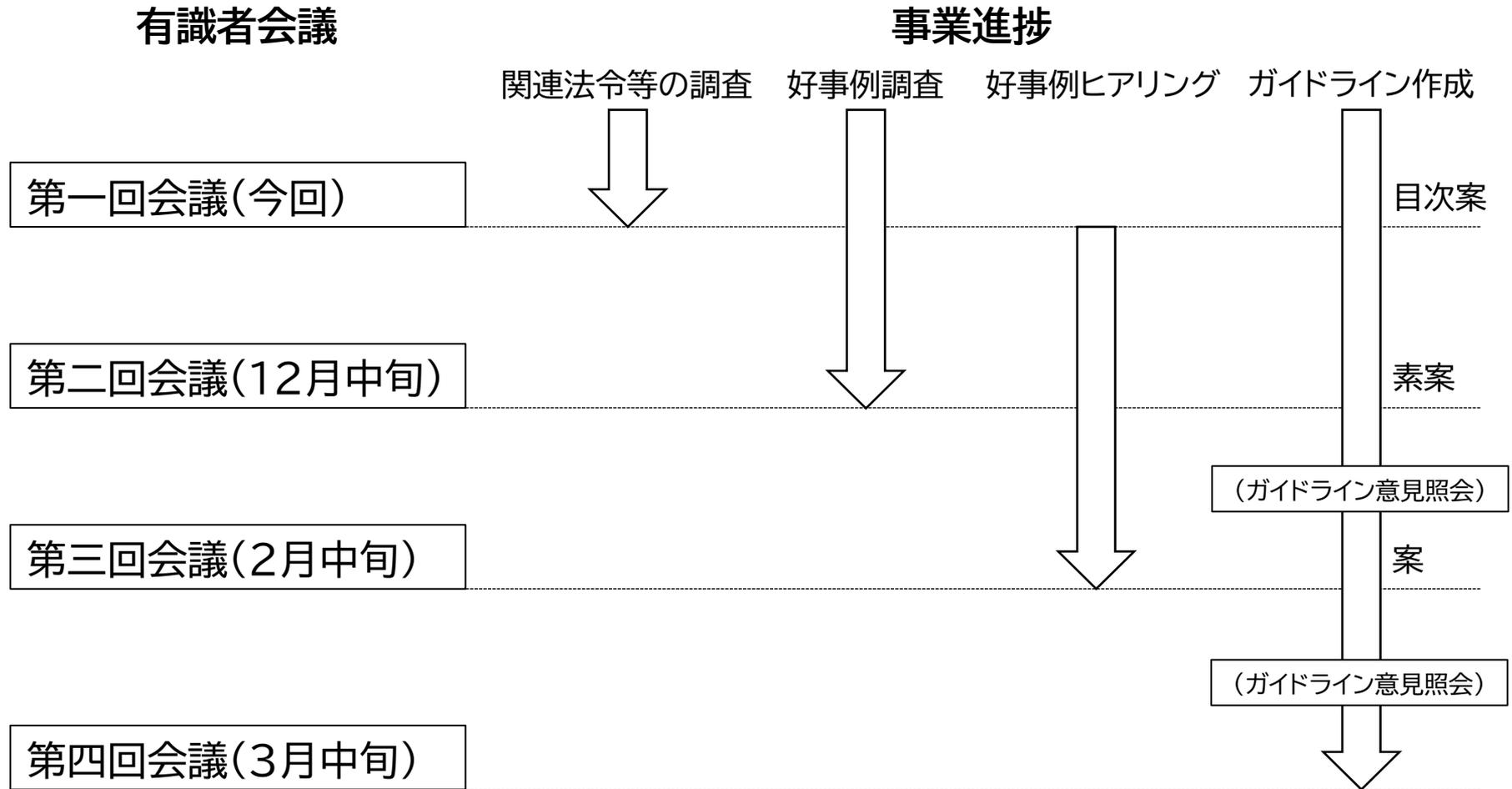
【こども家庭庁】

清原 慶子	こども家庭庁 参与
佐藤 勇輔	こども家庭庁 長官官房参事官(総合政策担当)
新田 義純	こども家庭庁 長官官房参事官(総合政策担当)付参事官補佐
万木 尋己	こども家庭庁 長官官房参事官(総合政策担当)付企画調整係
野村 祐喜	こども家庭庁 長官官房参事官(総合政策担当)付計画係

【事務局】 社会システム株式会社

1. 事業内容、会議目的、出席者、スケジュール

【スケジュール】



2. こども大綱の動き(1)

【こども家庭審議会(総会)】

- 第1回:4月21日 内閣総理大臣(こども政策推進会議)からの諮問 等
- 第2回:9月25日 中間整理案について(基本政策部会の報告、関係分科会・部会からの意見)

【こども家庭審議会基本政策部会】

- 第1回:5月22日 自由討議
- 第2回:6月20日 こども大綱の構成要素及び枠組み、目指すべき社会像、基本的な方針①
- 第3回:6月30日 こども大綱の構成要素及び枠組み、目指すべき社会像、基本的な方針②
- 第4回:7月13日 こども大綱の各論について①
(1)幼児期まで～(3)思春期について)
- 第5回:7月25日 こども大綱の各論について②
(4)青年期、(5)各ライフステージに共通する事項等について、こども大綱における基本的な施策の構成について)
- 第6回:8月10日 こども大綱の各論について③
(「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM、こども・若者の意見反映、施策の推進体制等)、
こども・若者、子育て当事者等から意見を聴く取組について等
- 第7回:8月31日 国際社会の動向等について
- 第8回:9月 4日 中間整理案について①
- 第9回:9月15日 中間整理案について② ※9月25日審議会総会に向け関係分科会・部会でも議論

※9月29日に中間整理を公表。 中間整理について、こども・若者、子育て当事者等の意見を聴く取組を実施

- 11月 こども家庭審議会基本政策部会 こども・若者、子育て当事者等の意見を聴く取組の結果、答申案について
こども家庭審議会(総会) 答申案について (次頁に、自治体こども計画に関する記載を抜粋。)
- 12月 こども政策推進会議でこども大綱の案の了承
こども大綱の閣議決定

2. こども大綱の動き(2)

今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～(答申)(案)

こども施策に関する基本的な方針

- ・ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民間団体等との連携を重視する

こども施策の具体的な実施を中心的に担っているのは地方自治体であり、国は、地方自治体と密接に連携しながら、地域の実情を踏まえつつ、国と地方自治体の視点を共有しながら、こども施策を推進する。**多くの地方自治体において、地域の実情に応じた自治体こども計画が策定・推進されるよう、国において支援・促進する。**

施策の推進体制等

- ・ 自治体こども計画の策定促進、地方自治体との連携

(自治体こども計画の策定促進)

こども基本法において、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。自治体こども計画は、各法令に基づくこども施策に関する関連計画と一体のものとして作成できるとされており、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとするなどが期待されている。

こども施策に関する計画を自治体こども計画として一体的に策定する地方自治体を積極的に支援するとともに、好事例に関する情報提供・働きかけを行う。自治体こども計画の策定・推進状況の「見える化」を進める。

→自治体こども計画策定支援として、ガイドラインを作成する。

3. ガイドラインの構成案

【構成案】

I. 本ガイドライン作成の背景 ← どのように活用してほしいか

II. 本ガイドラインの基本姿勢 ← 自治体の裁量について

III. 自治体こども計画策定手順・留意点

STEP1 : 計画策定体制 ← 旗振り部局、関係部署、審議会等、スケジュールの検討

STEP2 : 上位計画と自治体内の既存の関連計画の整理、対応付け(自治体内他計画との整合確認等)
← 一体的な計画策定のための工夫点、苦労点を調査

STEP3 : 計画に係る実態の調査、分析手法

STEP4 : こども等の意見の反映手法 ← ヒアリングでこどもの意見を汲み取る方法等を調査

STEP5 : 計画素案の作成、審議

← 庁内連携やその他関係機関との連携、こどもや子育て当事者の意見聴取に関して取組を調査

STEP6 : 計画策定、計画の運用・更新(KPI設定等)に向けて

IV. 参考・資料編 ← こどもに関する法令やそれらに基づく計画の策定指針

◆地域の実情を踏まえた計画となる(画一的な計画の策定を推進することとならない)ようにすること

4. 関連法令等の整理

【関連法令等の調査目的】

こども基本法では、自治体こども計画は、こどもに関する計画を一体として策定することができるため、これらの計画において必要とされている内容を整理し、今後公表されるこども大綱の内容や調査事例を踏まえて実際に一体的な計画としている事例の内容を整理し、ガイドライン作成に反映する。

【整理方法】

関連する法令の条文や大綱・指針の記述から各施策内容を整理

【対象とする 法令：計画：策定指針(大綱含む)】※2023/11/27時点

- ・こども基本法：自治体こども計画：こども大綱(未)
- ・子ども・若者育成支援推進法：子ども・若者計画：子供・若者育成支援推進大綱
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律：都道府県(市町村)計画：子供の貧困対策に関する大綱
- ・少子化社会対策基本法：-：少子化社会対策大綱
- ・次世代育成支援対策推進法：都道府県(市町村)行動計画：次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針
- ・子ども・子育て支援法：都道府県(市町村)子ども・子育て支援事業支援計画：-
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法：自立支援計画：母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針
- ・-：母子保健計画：健やか親子21(第2次)、母子保健計画について
- ・-：社会的養護推進計画：「都道府県社会的養育推進計画」の策定について
- ・-：「新・放課後子ども総合プラン」事業計画：「新・放課後子ども総合プラン」について
- ・-：新子育て安心プラン実施計画：新子育て安心プラン

5. 好事例自治体調査について

【好事例自治体調査の目的】

既に一体的な計画策定を行っている自治体が存在するため、他の自治体のこども計画策定に資する好事例を抽出、調査する。

【好事例自治体抽出】(※2023/11/27時点)

◆抽出の前提

- ・ 令和5年度こども政策推進事業費補助金の採択自治体
- ・ 一体的な計画策定やこどもの意見聴取に積極的に取り組む自治体(※現在調査途中)
- ・ 上記に含まれない政令指定都市

= 63自治体

◆抽出の条件

【一体的作成に関する条件】

- ① 子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画を、既に一体のものとして作成している自治体
- ② 子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画を、次期計画(自治体こども計画)にて一体のものとして作成する予定である自治体

【こども・若者への意見聴取に関する条件】

- ③ 計画策定の際、こどもや若者の意見を直接聴取するための何らかの取組を行っている、または次期計画で行う予定である自治体
- ④ 計画策定の際、(保護者や関連団体のみでなく)こどもや若者を対象にアンケート調査を実施している自治体

- ☞
- ・ ①と③を同時に満たす、または①と④を同時に満たす
 - ・ ②と③を同時に満たす、または②と④を同時に満たす
 - ・ さらに自治体規模を網羅することを確認

= 21自治体

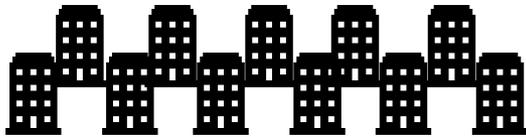
= 都道府県:2自治体、大都市:8自治体、中都市:6自治体、中都市未満:5自治体

※大都市は政令指定都市と特別区、中都市は人口10万人以上の市、中都市未満は人口10万人未満の市と町村

6. 好事例自治体ヒアリングについて

◆ヒアリング対象選定方法(案)

好事例として抽出された自治体



以下を満たす自治体

【一体的作成に関する条件】

- ①子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画を、既に一体のものとして作成している自治体
- ②子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画を、次期計画(自治体子ども計画)にて一体のものとして作成する予定である自治体

【子ども・若者への意見聴取に関する条件】

- ③計画策定の際、子どもや若者の意見を直接聴取するための何らかの取組を行っている、または次期計画で行う予定である自治体
- ④計画策定の際、(保護者や関連団体のみでなく)子どもや若者を対象にアンケート調査を実施している自治体

- ・①と③を同時に満たす、または①と④を同時に満たす
- ・②と③を同時に満たす、または②と④を同時に満たす

文献、HPによる調査

(調査のポイント)

- ・より多くの計画を一体的に作成しているか。
- ・少子化社会対策大綱の内容が盛り込まれているか。
- ・子どもの意見を反映するための取組を既に行っているか。
- ・アンケート調査を実施しており、回収率が高いか。

ヒアリング対象選定

(選定の留意点)

- ・自治体規模のバランスを考慮すること

ヒアリング対象自治体



10自治体程度を選定予定

6. 好事例自治体ヒアリングについて

◆ヒアリング項目(案)その1

1. 関連法令等に基づく計画を一体的に策定した経緯・目的について

- 一体的な計画を策定した(〇〇計画と〇〇計画を包含した)経緯・目的は
- 計画策定前に抱えていたことも施策に関する課題は
- (市区町村の場合)都道府県からの働きかけがあったか
- 計画策定にあたって参考にした自治体は
- 参考事例とする記載の立てつけの確認

2. 関連法令等に基づく計画を一体的に策定した際のプロセス・検討体制について

- 計画策定の期間、スケジュール
- こどもに関する条例を定めているか、また、その中に計画策定を位置付けているか
- 計画策定にあたって実施した調査は(住民アンケート、有識者ヒアリング、パブリックコメント等)、センシティブな内容の調査方法は
- 計画策定の検討体制は(実施主体、諮問機関等)、部署のレベル(首長直属部署、教育委員会、)は
- 計画策定にあたっての予算、方法(全部外部委託、一部外部委託等)は

6. 好事例自治体ヒアリングについて

◆ヒアリング項目(案)その2

3. こども等の意見の聴取手法・反映方法について

- こども等の意見の聴取手法としてどのような手法を用いているか、事業によって手法を変えているか、目的は
- こども等の意見の聴取手法の検討で参考にしたものは
- こども等の意見をどのように計画に反映したか
- こども等の意見聴取を行っている事業範囲は
- こども等の意見を聴取したことによる市民からの反響を把握しているか

4. 関連法令等に基づく計画を一体的に策定したことによる効果・利点等について

- 施策実施の面で効果・利点はあったか(事務負担の軽減等)
- 市民生活に具体的な効果・利点はあったか

5. 関連法令等に基づく計画を一体的に策定した際の苦労や今後に向けた改善点等について

- 一体的な計画を策定する際に苦慮した点は
- 計画期間のずれをどのように調整しているか
- 庁内連携等、上位計画との整合で苦慮した点は
- 地域資源の把握をどのように行っているか
- 次期計画策定時に改善したい点は
- 一体的な計画策定にあたり、国や都道府県(市区町村の場合)に期待したい支援等は
- 現状作っているガイドラインについての意見、要望